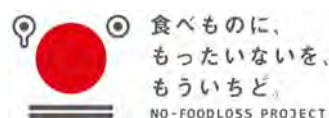


2 フードバンク活動の拡大に向けた食品の取扱いについて

情報交換会で農林水産省が情報提供に使用した資料を掲載する。「フードバンク活動における食品取扱い等の手引き」と農林水産省のフードバンク支援に関する情報がわかりやすく掲載されているので参照されたい。



(ろすのん)

フードバンク活動の拡大に向けた食品の取扱いについて

平成28年11月

農林水産省

食料産業局
バイオマス循環資源課
食品産業環境対策室

●食品ロスに対する国際的な関心の高まり

- 2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失・廃棄の削減を目標に設定。

■ 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）

ミレニアム開発目標の後継となる2016年以降2030年までの国際開発目標（17のゴールと169のターゲット）27年9月に国連で開催された首脳会議にて採択。



ターゲット12.3

2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

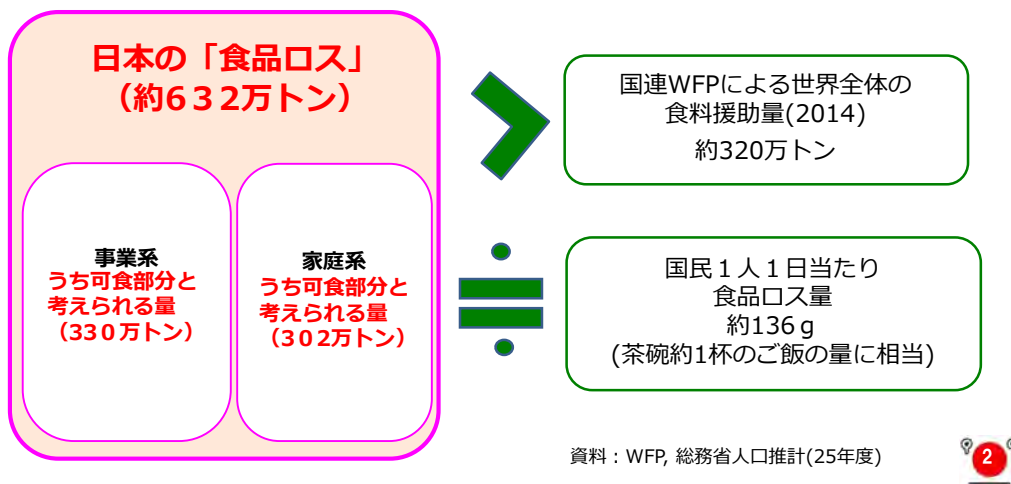
ターゲット12.5

2030年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



●日本の食品ロスの大きさ

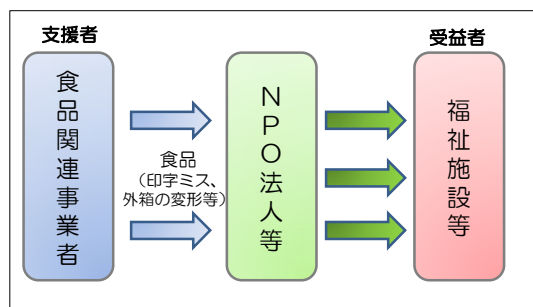
- 日本の食品ロス（年間約632万トン）は、世界全体の食料援助量の約2倍。
- 国民1人1日当たり食品ロス量は、おおよそ茶碗1杯分のご飯の量に相当。



●食品としての有効活用～フードバンク活動

- 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで約70団体が活動）

概要図



●フードバンク活動に対する課題

供給側（食品関連事業者）の意見

- ・食品廃棄物の不正転売を受け、フードバンクから横流や不適切な廃棄をされないか不安。
（物品管理をしっかりやってもらわないと供給できない。）
- ・衛生管理の規定を設けていないフードバンクへの提供には不安を感じる。

フードバンク側の意見

- ・組織の運営基盤が弱く、マンパワーが不足。
- ・認知度が低く、利用者・寄付者のマッチングが効率的に行われていない。
- ・生鮮食料品は品質劣化が早く、寄贈が不定期、かつ品目・量にも偏りがあり、寄附先のニーズとのマッチングが難しく、取り扱いにくい。
- ・肉・魚については、保冷車や冷蔵冷凍設備が必要で新たな投資が必要で、寄附先における保存状態の把握も必要でリスクが高い。



●フードバンク活動の手引き

- 食品の品質確保、衛生管理及び情報管理等の適切な運営の確保を図り、食品関連事業者等からの信頼性向上を通じて、フードバンクにおける食品の取扱いを促進するため、フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを作成。
（平成28年11月4日公表）

手引きの対象範囲 国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動

手引きの主な内容

- ◆食品の提供又は譲渡における原則
食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品を提供又は譲渡
- ◆関係者におけるルールづくり
食品提供事業者、フードバンク活動団体、福祉施設・生活困窮者支援団体
食品の受け渡しに係る合意書を双方で保有
- ◆提供にあたって行うべき食品の品質・衛生管理
食品提供事業者 - 食品の安全性に係る確認
フードバンク活動団体 - 食品の保管・荷捌き場所の確保と衛生管理
- ◆情報の記録及び伝達
食品の情報を保管し、安全性に疑義が生じた際に速やかに情報を伝達



1 本手引きの目的

- 食品ロスの削減が喫緊の課題となっている中、フードバンク活動が全国各地で広がりとおり、まだ十分に食べられる食品を、必要としている人々へつなぐ架け橋として、その活躍が期待されています。
- 一方、フードバンク活動に対する社会的な理解がまだ十分ではないことに加え、食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの観点からフードバンク側の体制を懸念する声があるため、食品メーカー等が安心して食品の提供を行える環境が十分整っていない状況です。
- このため、食品の品質確保、衛生管理及び情報管理等の適切な運営の確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体における食品の取扱いを促進します。

(手引き:P1)



2 本手引きの対象範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者又は食品を保有する事業者から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とします。（調理を伴う活動については含みません。）

(手引き:P1)



3 食品の提供又は譲渡における原則

- (1) 食品提供事業者とフードバンク活動団体は、受取先の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行いましょ。
- (2) 消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に対して譲渡しないようにしましょ。

(手引き:P1)

この手引きでは、...

食品提供事業者とは：食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者

受取先とは：最終的に食品を受け取る団体及び個人



4 関係者間のルールづくり

(1) 食品提供事業者とフードバンク活動団体との間におけるルールづくり

① 提供食品の情報の把握

フードバンク活動団体は、提供食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、※アレルギー等）を入手し、保管・配送能力や保有設備等を考慮して、食品の受け入れや受入方法・周期等を検討しましょ。

(手引き:P1～2)

※ 対象となるアレルギー

- 特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、容器包装された加工食品へ特定原材料を使用した旨の表示が義務付けられています。
 - ・ 特定原材料（表示義務 7品目）：
卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
 - ・ 特定原材料に準ずるもの（表示推奨 20品目）：
いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

- 食品関連事業者において、アレルギー表示の義務7品目＋推奨20品目の計27品目で表示が行われている実態が多いことを踏まえ、本手引きにおいては、これらの品目が提供食品に表示されている場合には、情報の記録、伝達及び保存を行って頂くこととしています。



② 契約書又は合意書の作成・保有

食品の提供又は譲渡活動における食品の取扱いに当たり、手引きの記載例1を参考に契約書又は合意書を作成し、双方保有しましょう。



(手引き:P2(記載例1はP6~7))

③ フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧

フードバンク活動団体は、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めない団体にとっては、これに準ずるもの)の写しを事務所に備え付け、食品提供事業者から、閲覧の申出があった場合には、これに応じましょう。



(手引き:P2)



(2) フードバンク活動団体と食品の受取先との間におけるルールづくり

① 受取先の要望の把握

フードバンク活動団体は、受取先から食品の譲渡に係る要望があった場合に、取扱食品の種類や量等を考慮し、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討しましょう。

(手引き:P2)

② 食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意

フードバンク活動団体は、受取先に対し、遵守すべき事項を事前に説明しましょう。(福祉施設及び生活困窮者支援団体を通じた説明を含みます。)

なお、福祉施設及び生活困窮者支援団体を通じて食品の譲渡を行う場合には、手引きの記載例2を参考に合意書を作成し、双方保有しましょう。



(手引き:P2(記載例2はP8~9))



5 提供食品の品質・衛生管理

(1) 食品提供事業者

食品の提供を行う際、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを事前に確認しましょう。
また、必要に応じて提供食品の保管等の基準を指定することも必要です。



(手引き:P3)



(2) フードバンク活動団体

① 提供食品の品質及び衛生管理

- 取扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車等を設置・保有し、配送時を含めた適切な温度管理を行いましょう。
- 食品は床に直置きせず、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管しましょう。
- 保管中の食品が消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた場合は、受取先に譲渡しないようにしましょう。また、これら食品を明確に区別し、汚液又は汚臭が漏れないようにして、処理の委託等を行いましょう。
- 食品の取扱従事者は、研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見を習得しましょう。



(手引き:P3)



② 食品の受取及び配送時における検品

- 食品提供事業者からの送り状又は納品書、受取先からの注文又は要請の内容と、受取又は配送の準備をした食品の名称、数量との照合を行いましょう。
- 保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認しましょう。

(手引き:P3)

③ 施設の衛生管理

- 施設及びその周辺は定期的に清掃し、常に衛生を維持しましょう。
- 施設内の採光、照明及び換気を十分行いましょう。
- 窓と出入り口は開放しないようにしましょう。やむを得ず開放するときは、じん埃、ねずみ類、害虫等が入らないような措置を講じましょう。また、ねずみ類や害虫等の定期的な駆除作業を実施しましょう。
- トイレは常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行いましょう。
- 施設内では動物を飼育しないようにしましょう。



(手引き:P3)



6 情報の記録及び伝達

(1) 食品提供事業者

(2) フードバンク活動団体

① 記録の作成・保存

- 提供食品について、次の事項に関する記録を作成し、保存しましょう。

・ 名称	・ アレルギー	・ 食品の提供先又は受取先の
・ 数量	・ 食品を安全に摂取するために加熱	氏名又は名称
・ 保存の方法	を要するかどうかの別	・ 受取場所・譲渡場所
・ 消費期限又は賞味期限	・ 入荷・出荷年月日	等
 - 提供食品の画像情報をもって、記録の作成、保存に代えることができます。
 - 保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定しましょう。
- ※ 福祉施設及び生活困窮者支援団体は上記に準じた記録を作成し、これを保存しましょう。



(手引き:P3~4)



② 情報の伝達・結果の報告

- 提供食品の出荷・配送時には、送り状又は納品書などにより提供食品の情報を当該フードバンク活動団体又は受取先へ適切に伝達しましょう。
- 印字のズレ等、通常の販売が困難な食品を提供する場合には、訂正後の情報を当該フードバンク活動団体又は受取先が認識できるよう適切に伝達しましょう。
- 提供後に食品の安全性に疑義が生じた場合、速やかに当該フードバンク活動団体又は受取先に伝達しましょう。
- フードバンク活動団体は、食品提供事業者の求めに応じて、提供食品の譲渡の結果を報告しましょう。



(手引き:P4~5)



7 関係者とのコミュニケーションの構築

フードバンク活動団体は、フードバンク活動の果たす役割や活動の状況等について、食品関連事業者等をはじめ広く一般に情報発信するとともに、食品関連事業者等との定期的な情報交換を通じて、信頼性向上に努めましょう。

また、食品の安定供給を図るため、必要に応じて、他のフードバンク活動団体や地方自治体等関係機関との連携に努めましょう。



(手引き:P5)



8 その他

フードバンク活動団体は、活動の内容が、食品衛生法又は食品表示法の対象となる場合には、本手引きのほか、従前のとおり、食品衛生法、食品表示法及びこれらに基づく基準、条例等に従う必要があります。

食品衛生に関しご不明な点は、開設時など、適時、所在地を所管する保健所に相談してください。
また、厚生労働省作成の「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を参考にしてください。
→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082847.html>

食品提供事業者、フードバンク活動団体及び受取先は、食品の提供又は譲渡において知り得たそれぞれの者に関する情報を厳重に管理し、当事者の同意を得ないで提供しないようにしましょう。

(手引き:P5)



● フードバンク活動への支援

- 農林水産省では、フードバンク活動の推進・強化に向けた取組を支援。
- フードバンクへの寄附には、税制上の優遇措置あり。

① 検討会・研修会開催、普及啓発支援(定額)

(取組例)

- ・ 食品関連事業者、フードバンク活動団体、社会福祉法人等で構成される検討会を設置して、具体的な取組計画やルール策定に向けた検討を行い、取りまとめた内容を関係する職員へ説明するための研修会を開催
- ・ フードバンク活動推進に資する普及啓発資料を作成し、フードバンク活動の関係者に普及啓発を実施

② フードバンク活動支援(補助率1/2以内)

(取組例)

- ・ 食品管理の高度化を図るための食品の出入庫管理機器の賃借
- ・ 未利用食品を運搬するためのハンドリフト、レンタカーや一時保管するための倉庫の賃借



フードバンクへの寄附に係る税制上の取扱い

- ・ 法人がフードバンクに支出した寄附金については、一般の寄附金として一定の限度額まで損金算入。
- ・ 認定NPO法人等などの特定のフードバンクに対する寄附金については、一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額が設定される税制上の優遇措置あり。
- ・ 金銭以外の資産(食品等)を寄附した場合には、その寄附金の額は、その寄附をした時の価額(時価)。



3 フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き

1 本手引きの目的

我が国の食品産業においては、年間 1,927 万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が 330 万トン発生していると推計(平成 25 年度)されている。

世界の市場から食料を大量に調達する一方で、まだ食べられる食品を廃棄することは、世界で約 8 億人の人々が栄養不足状態にある中で、栄養不足にある人々の食料アクセスに影響を与えるだけではなく、食料生産に投入された貴重な資源も無駄にすることとなる。

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015 年)においても、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減等が目標として掲げられており、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減は喫緊の課題となっている。

こうした中、包装の印字のズレや外箱の変形など、食品衛生上の問題はないが通常の販売が困難な食品を食品メーカー等から引き取り、福祉団体や地方自治体の福祉担当部署、生活支援を必要とする個人などに譲渡するフードバンク活動が全国各地で広がりつつあり、まだ十分に食べられる食品について有効に活用されることにより、食品ロスの削減を図るとともに、食品の支援を必要としている人々へつなぐ架け橋として、今後、その活躍が期待されているところである。

一方、フードバンク活動に対する社会的な理解がまだ十分でないことに加え、食品の衛生的な取扱いやトレーサビリティの観点からフードバンク活動団体(フードバンク活動を行う団体等をいう。以下同じ。)側の体制を懸念する声があり、食品メーカー等が安心して食品の提供を行える環境が十分整っていない状況にある。

このため、食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体におけるこれら食品の取扱いを促進することとする。

2 本手引きの対象範囲

国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号)第 2 条第 4 項に規定する食品関連事業者をいう。)又は食品を保有する事業者(以下「食品提供事業者」という。)から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とし、調理を伴う活動については含まない。

3 食品の提供又は譲渡における原則

- (1) 食品提供事業者及びフードバンク活動団体は、最終的に食品を受け取る団体及び個人（以下「受取先」という。）の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。
- (2) 消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に譲渡しない。

4 関係者間のルールづくり

(1) 食品提供事業者とフードバンク活動団体との間におけるルールづくり

① 提供食品の情報の把握

フードバンク活動団体は、食品提供事業者から提供される食品（以下「提供食品」という。）の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、アレルギー（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）及び平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知「食品表示基準について」に基づき提供食品に表示されている特定原材料等をいう。以下同じ。）等）を事前に入手し、保管・配送能力や保有設備等を考慮し、食品の受入れや受入れ方法・周期等を検討する。

② 契約書又は合意書の作成・保有

食品提供事業者とフードバンク活動団体は、食品の提供又は譲渡に係る食品の取扱いについて、記載例 1 を参考に次に掲げる事項を記載した契約書又は合意書を作成し、双方保有するものとする。

- ア 食品提供事業者における提供食品の品質確保に関する事項
- イ フードバンク活動団体における転売等の禁止に関する事項
- ウ フードバンク活動団体における提供食品の品質管理に関する事項
- エ フードバンク活動団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに食品提供事業者に対する結果の報告に関する事項
- オ 提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項
- カ 提供食品に係る事故発生時における対応に関する事項
- キ 受取先の範囲
- ク 契約書又は合意書の有効期間

③ フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧

フードバンク活動団体は、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）の写しを事務所に備えておくこととし、食品提供事業者から、これらの閲覧の申出があった場合には、これに応ずるものとする。

(2) フードバンク活動団体と食品の受取先との間におけるルールづくり

① 受取先の要望の把握

フードバンク活動団体は、受取先から食品の譲渡に係る要望があった場合に、取扱食品の種類や量等を考慮し、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討する。

② 食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意

フードバンク活動団体は、受取先への食品の譲渡に当たり、次に掲げる遵守すべき事項等を事前に説明（福祉施設及び生活困窮者支援団体を通じた説明を含む。）するものとする。なお、福祉施設及び生活困窮者支援団体を通じて食品の譲渡を行う場合には、記載例2を参考に当該団体との間で合意書を作成し、双方保有するものとする。

ア 保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー等に関する事項

イ 受取先内での消費の原則及び消費の記録に関する事項

ウ フードバンク活動の理解に関する事項

エ 転売の禁止又は制限に関する事項

オ 提供食品の品質に関わる責任の所在に関する事項

カ 食品に係る事故発生時における対応に関する事項

キ 受取先における提供食品の情報の取扱いに関する事項

5 提供食品の品質・衛生管理

(1) 食品提供事業者

契約書又は合意書に基づき食品の提供を行う際、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを事前に確認するものとする。また、必要に応じて提供食品の保管等の基準を指定するものとする。

(2) フードバンク活動団体

① 提供食品の品質及び衛生管理

ア 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車（普通車両での冷蔵品の配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。）を設置・保有し、配送時を含めて適切な温度管理を行うものとする。

イ 食品は床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管するものとする。

- ウ 保管中の食品が消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡をしないこととする。また、これらの食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭がもれないようにするとともに、廃棄物として引渡し、処理の委託等を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守するものとする。
- エ 食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努めるものとする。

② 食品の受取及び配送時における検品

ア 受取時

食品提供事業者からの送り状又は納品書の内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルゲン、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する。

イ 配送時

受取先からの注文、要請又は事前の配送計画の内容と配送の準備をした食品との照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルゲン、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する。

③ 施設の衛生管理

- ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持するものとする。
- イ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うものとする。
- ウ 窓及び出入り口は、開放しないものとする。やむを得ず、開放する場合にあつては、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を講ずるとともに、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施するものとする。
- エ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うものとする。
- オ 施設内では動物を飼育しないものとする。

6 情報の記録及び伝達

(1) 食品提供事業者

- ① 提供食品について、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保存するものとする。なお、アからカまでの事項については、当該提供食品の画像情報をもって代えることができる。また、記録保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定するものとする。
- ア 名称
- イ 数量

- ウ 保存の方法
- エ 消費期限又は賞味期限
- オ アレルゲン
- カ 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項
- キ 出荷年月日
- ク 食品の提供先（フードバンク活動団体）の名称
- ケ 配送場所

② 提供食品の出荷時には、送り状又は納品書などにより提供食品の情報を当該フードバンク活動団体へ適切に伝達するものとする。

なお、印字のズレ等、通常の販売が困難な食品を提供する場合には、訂正後の情報を当該フードバンク活動団体が認識できるよう適切に伝達するものとする。

③ 提供後に食品の安全性に疑義が生じた場合、速やかにその旨を当該フードバンク活動団体に伝達するものとする。

（２）フードバンク活動団体

④ 提供食品の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保存するものとする。なお、アからカまでの事項については、当該提供食品の画像情報をもって代えることができる。また、保存期間は、原則１年以上とし、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定するものとする。さらに、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行うものとする。

- ア 名称
- イ 数量
- ウ 保存の方法
- エ 消費期限又は賞味期限
- オ アレルゲン
- カ 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項
- キ 入荷年月日
- ク 出荷年月日
- ケ 食品提供事業者の氏名又は名称
- コ 受取先の氏名又は名称
- サ 受取場所

シ 譲渡場所

ス 廃棄又は亡失をした場合には、その名称、数量、年月日、廃棄又は亡失の理由

- ⑤ 配送時には、送り状又は納品書などにより提供食品の情報を受取先に適切に伝達するとともに、必要に応じて提供食品の消費上の注意事項を伝達するものとする。

なお、印字のズレ等、通常の販売が困難な食品が提供された場合には、当該受取先が認識できるよう訂正後の情報の添付等を適切に行うものとする。

- ⑥ 譲渡後に食品の安全性に疑義が生じた場合又はその旨の連絡を食品提供事業者から受けた場合には、速やかにその内容を受取先に伝達するものとする。

- ⑦ 食品提供事業者の求めに応じて、提供食品の譲渡の結果を報告するものとする。

(3) 提供食品の受取先（福祉施設及び生活困窮者支援団体に限る）

提供食品の取扱いについて、6（2）□に準じた事項に関する記録を作成し、これを保存するものとする。なお、保存期間は、消費期限又は賞味期限に応じて合理的な期間を設定するものとする。

7 関係者とのコミュニケーションの構築

フードバンク活動団体は、食品ロスの現状、フードバンク活動の果たす役割、フードバンク活動の状況について、食品関連事業者等をはじめ広く一般に情報発信するとともに食品関連事業者等との定期的な情報交換を通じて、信頼性の向上に努めるものとする。

また、食品の安定供給を図るため、必要に応じて、他のフードバンク活動団体や地方自治体等関係機関との連携に努めるものとする。

8 その他

フードバンク活動団体は、本手引きのほか、従前のおり、食品衛生法、食品表示法これらに基づく基準、条例等に従うものとする。なお、食品衛生に関して、開設時など、適時、所在地を所管する保健所に相談することが望ましい。

また、食品提供事業者、フードバンク活動団体及び受取先は、食品の提供又は譲渡において知り得たそれぞれの者に関する情報を厳重に管理し、当事者の同意なしに提供しないものとする。

(記載例 1)

食品の提供・譲渡に関する合意書（食品提供事業者・フードバンク活動団体）

フードバンク〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙から提供される食品（以下「提供食品」という。）を受領、管理及び譲渡するにあたり、以下のとおり合意する。

1 食品の提供

乙は、甲の希望を考慮して、提供する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、甲に対しこれを提供するものとする。

2 提供食品の品質確保

乙は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品を甲に提供するものとする。

3 フードバンク活動団体における提供食品の品質管理

甲は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、受取先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

4 フードバンク活動団体における転売等の禁止

甲は、乙の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

5 フードバンク活動団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

甲は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを〇〇年間保存するものとする。また、乙が希望する場合、乙に対し、提供食品の譲渡の結果について報告をするものとする。

6 責任の所在

- (1) 提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、乙において品質を保証するが、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、甲の責任において管理すること。
- (2) 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは乙の責任、提供後の原因によるものは甲又は提供食品の受取先の責任とする。

7 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

8 提供食品の受取先の範囲

甲は、フードバンク活動を通じた食品ロス削減のため、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、または、直接個人に対して食品を譲渡するものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者名

⑨

(乙) 住 所
名 称
代表者名

⑨

(記載例2)

食品の譲渡に関する合意書（フードバンク活動団体・食品の受取先団体）

フードバンク〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

1 食品の譲渡

甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者（以下「食品提供事業者」という。）から提供された食品（以下「提供食品」という。）については、乙の希望を考慮して、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを譲渡するものとする。

2 提供食品の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品を乙に譲渡するものとする。

3 受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。また、甲は乙に対して提供食品を適切に取り扱うよう指導することができることとする。

4 受取先における提供食品の転売等の禁止

乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

5 受取先における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

乙は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを〇〇年間保存するものとする。また、甲に対し、提供食品の利用の結果を定期的に報告するものとする。

6 責任の所在

- (1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。
- (2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

7 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

8 受取先における提供食品の情報の取扱い

提供食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じて食品提供事業者からの指示に従うものとする。

9 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所
名 称
代表者名

⑩

(乙) 住 所
名 称
代表者名

⑩

4 フードバンク活動団体の活動状況に関するアンケート調査 結果報告

以下はアンケート調査結果を パワーポイントのスライド形式で紹介したもので、流通経済研究所が、各情報交換会場で説明した内容である。アンケート結果が見やすく掲載されているので、ご覧いただきたい。

農林水産省 平成28年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業

フードバンク活動団体の活動状況に関する アンケート調査

<結果報告>

平成29年3月

 公益財団法人 流通経済研究所

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

目次

調査の背景と目的

調査概要

調査結果

1. フードバンク団体の属性
2. フードバンクの活動規模
3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況
4. 取扱量を拡大するための取組状況
5. 今後の課題

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

2

調査の背景と目的

- 我が国の食品産業においては、年間1,927万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が330万トン発生していると推計されている。
- また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷している状況であり、川下で発生する食品廃棄物は、納品期限切れといった商品など未だ食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」が多く、その発生抑制が喫緊の課題となっている。
- このような中で、包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいたなどといった理由から、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、食品製造業や食品小売業等から引き取り、福祉施設等へ無償で提供するフードバンク活動が、日本においても広がってきている。
- しかし、フードバンクによる食品ロスの削減量は、4,500トンであり、食品ロス約632万トンに比べると0.07%にすぎないことからまだ取組の拡大の余地があると考えられる。
- 以上の背景や現状認識を踏まえ、食品廃棄物の発生抑制効果の手法として今後、有効と考えられるフードバンク活動の適正な運営、食品事業者によるフードバンクの積極的な活用等に資することを目的に、フードバンク活動の実態について調査を行う。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

3

調査概要

1. 対象者： 2016年8月末～2017年1月にかけて、弊所が活動状況を把握した全国のフードバンク活動団体 [(認定)特定非営利活動法人、任意団体、生協、社会福祉法人等]
2. 調査依頼数： 80団体
3. 完了数： 77団体(回収率96.3%)
4. 調査手法： Eメールによるアンケート調査
5. 実査期間： 2016年9月7日(水)～2017年1月31日(火)

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

4

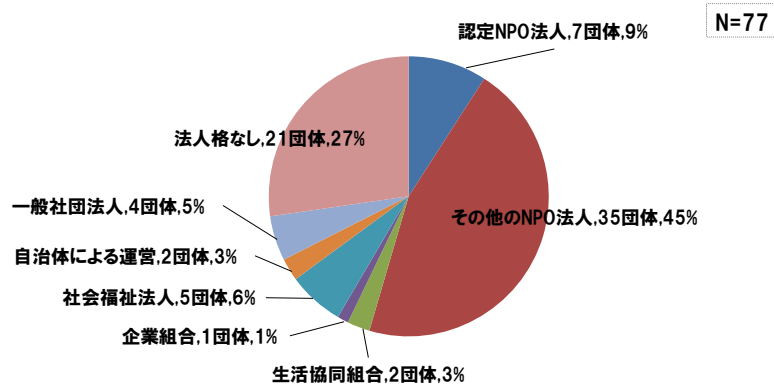
1. フードバンク団体の属性

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

5

1. フードバンク団体の属性 (1) 法人格

- フードバンク団体の54%はNPO法人(認定NPO法人を含む)である。
- 2割弱が、NPO法人以外の法人(生活協同組合、社会福祉法人等)及び自治体が運営するフードバンクである。
- 3割弱は法人格のない任意団体である。

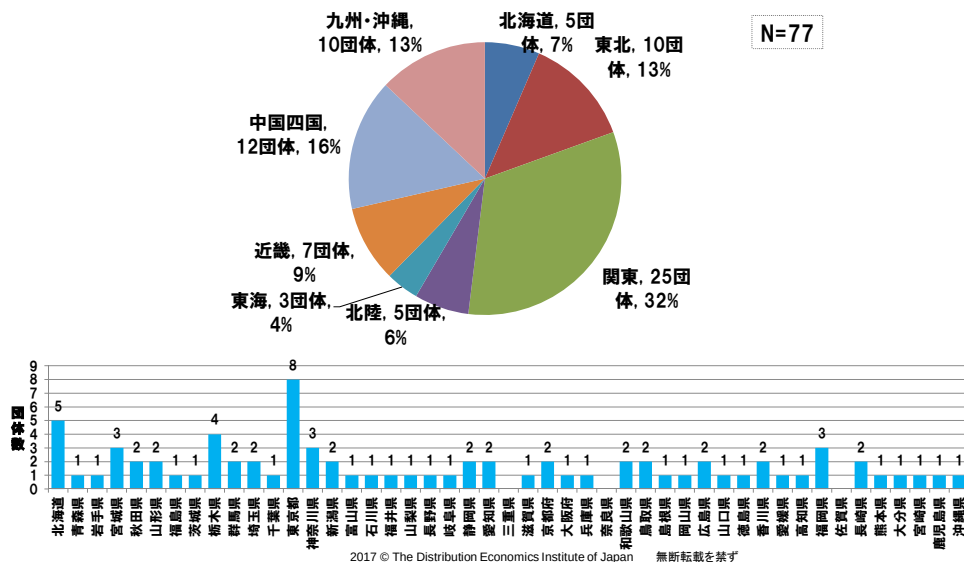


2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

6

1. フードバンク団体の属性
(2) 所在地

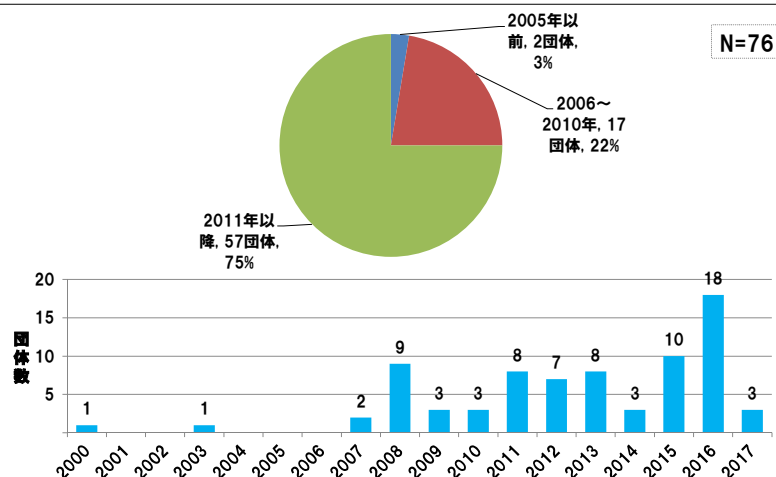
- ・ フードバンク団体は全国に存在しており、44都道府県で、少なくとも1団体以上が活動している。
- ・ 都道府県別で見ると、東京都(8)、北海道(5)が多い。



7

1. フードバンク団体の属性
(3) フードバンク活動の開始時期

- ・ 2005年以前に活動していたのは2団体である。2006年～2010年には17団体が活動を始めている。
- ・ 回答企業の4分の3(57団体)は2011年以降に活動を開始しており、そのうち21団体は2016年及び2017年に活動を始めた新しい団体である。



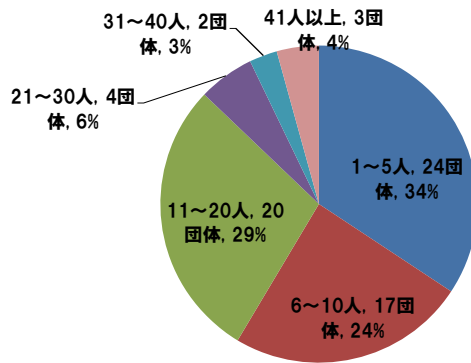
* 無回答1件を除く(N=76)。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

8

1. フードバンク団体の属性 (4) スタッフ総数

- ・今回調査の回答団体は「スタッフ数が5人以下」が34%、「6～10人」が24%、「11～20人」が29%であり、20人以下の団体が9割弱である。
- ・「スタッフ数が21人以上」の団体は13%である。

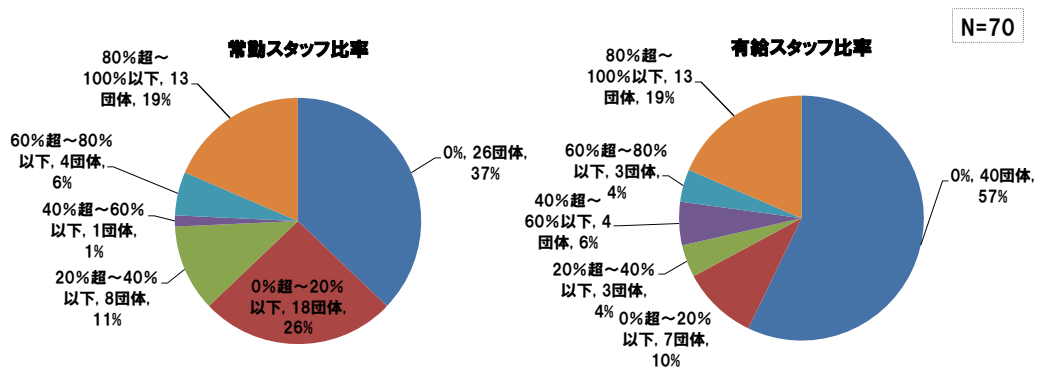


ランク	団体数	団体数%
～5人	24	34.3%
～10人	17	24.3%
～20人	20	28.6%
～30人	4	5.7%
～40人	2	2.9%
～50人	0	0.0%
～60人	0	0.0%
～70人	3	4.3%
70人～	0	0.0%
合計	70	100.0%

* 無回答3件を除く(N=70)。
* 「スタッフ総数」: 団体代表者、常勤スタッフ、非常勤スタッフを含む活動に関わるスタッフの総人数。

1. フードバンク団体の属性 (5) 常勤/有給スタッフのスタッフ総数に占める割合

- ・今回調査の回答団体では「常勤スタッフ比率0% (常勤スタッフがいない)」の団体の構成比が4割弱、「有給スタッフ比率0% (有給スタッフがいない)」の団体の構成比が6割弱あった。
- ・約4分の1の団体は「常勤スタッフ/有給スタッフの比率が60%以上」である。



* 無回答3件を除く(N=70)。
* 「常勤スタッフ比率」: 各団体において、週32時間以上勤務するスタッフの人数が、スタッフ総数に占める割合。
* 「有給スタッフ比率」: 各団体において、有給スタッフの人数が、スタッフ総数に占める割合。

2. フードバンクの活動規模

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

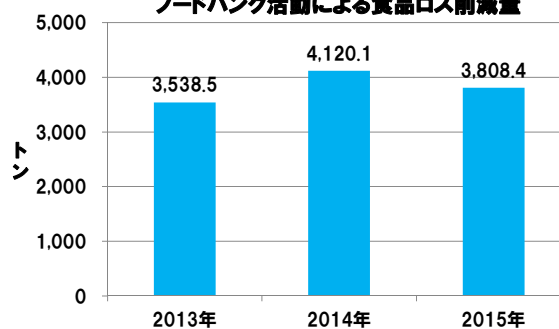
11

2. フードバンクの活動規模

(1) フードバンク活動による食品ロス削減量

- ・ フードバンクの2015年の食品取扱量は4,339.5トン(取扱量を回答した45団体の合計)であった。
- ・ 2015年は、取扱実績のある団体数は増加した。食品取扱総量はやや減少している。
- ・ このうち、各団体が他のフードバンク活動団体から提供受けている食品531.1トンあり、これを差し引いたフードバンク活動団体による正味の食品ロス削減量は3,808.4トンとなる。

フードバンク活動による食品ロス削減量



	2013年	2014年	2015年
取扱量を回答した団体数	37	38	45
食品の取扱量	4,183.7	4,679.1	4,339.5
うち他のフードバンクからの提供量	645.2	559.0	531.1
食品ロス削減量	3,538.5	4,120.1	3,808.4

* 「食品ロス削減量」＝「食品の取扱量」－「他のフードバンクからの提供量」

* 各年ごとに食品取扱量を回答したサンプルのみ集計。

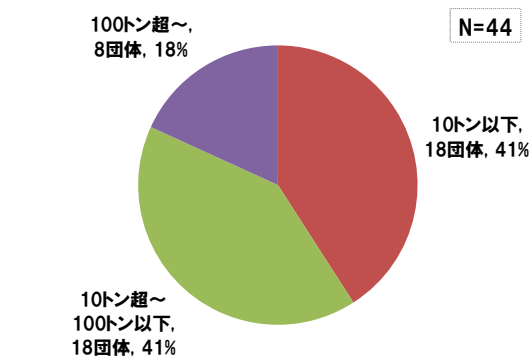
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

12

2. フードバンクの活動規模

(1) 食品の取扱量－団体別

- 取扱量10トン以下のフードバンクが4割強を占める。
- 取扱量が10トン超～100トン以下が4割強である。
- 取扱量が100トンを超えるフードバンク団体は8団体(2割弱)である。



* 「食品の取扱量」＝「食品提供者から直接提供された量」＋「他のフードバンクからの提供量」
 * 2015年の食品取扱量(0トンとの回答を含む)を回答したサンプルのみ集計(N=44)。

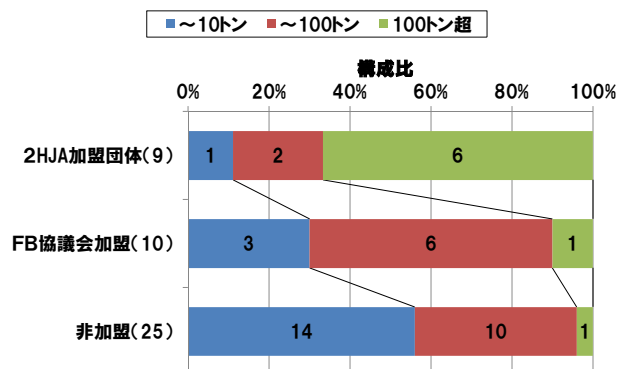
食品の取扱量別 団体数

食品の取扱量 (2015年)	団体数	%	団体数 累計%
～1トン	5	11.4	11.4
～2トン	1	2.3	13.6
～3トン	4	9.1	22.7
～4トン	2	4.5	27.3
～5トン	2	4.5	31.8
～10トン	4	9.1	40.9
～20トン	7	15.9	56.8
～30トン	1	2.3	59.1
～50トン	5	11.4	70.5
～75トン	2	4.5	75.0
～100トン	3	6.8	81.8
～150トン	4	9.1	90.9
～200トン	0	0.0	90.9
～500トン	1	2.3	93.2
～1000トン	2	4.5	97.7
1000トン超	1	2.3	100.0
合計	44	100.0	

2. フードバンクの活動規模

(1) 食品の取扱量－全国組織への加盟状況と食品の取扱量

全国組織への加盟状況別に、フードバンク団体の食品取扱量を見ると、セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンス(2HJA)の加盟団体及び準加盟団体の取扱量が多く、次いで全国フードバンク推進協議会加盟団体の取扱量が多い傾向が見られる。



* 構成比グラフ。グラフ内の数値は団体数。表側()内数値は標本数。

* 2015年の食品取扱量(0トンとの回答を含む)を回答したサンプルのみ集計。

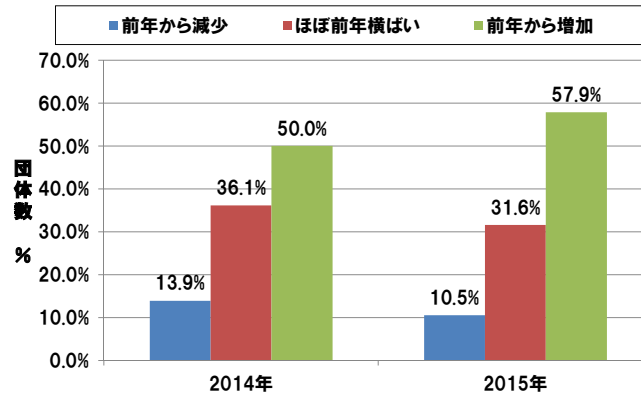
* 「食品の取扱量」＝「食品提供者から直接提供された量」＋「他のフードバンクからの提供量」

* 「2HJA加盟」:(公財)セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンスの加盟団体及び準加盟団体。「FB協議会加盟」:全国フードバンク推進協議会加盟団体、「非加盟」:上記のいずれにも加盟していない団体。

2. フードバンクの活動規模

(1) 食品の取扱量－取扱量の変化

- 食品の取扱量の変化を見ると、2014年及び2015年ともに「前年から増加」している（増加率10%超）団体が5割以上を占めた。
- 一方、2014年及び2015年とも、10%強のフードバンク団体では、食品の取扱量が「前年から減少」している（減少率10%超）。



* 各年ごとに前年比較のできるサンプルのみ集計（2014年：36、2015年：38）。

* 「前年から減少」：前年から10%超減少した団体の構成比。

* 「ほぼ前年横ばい」：前年からの減少が10%未満～増加が10%以下の団体の構成比。

* 「前年から増加」：前年からの増加が10%を超える団体の構成比。

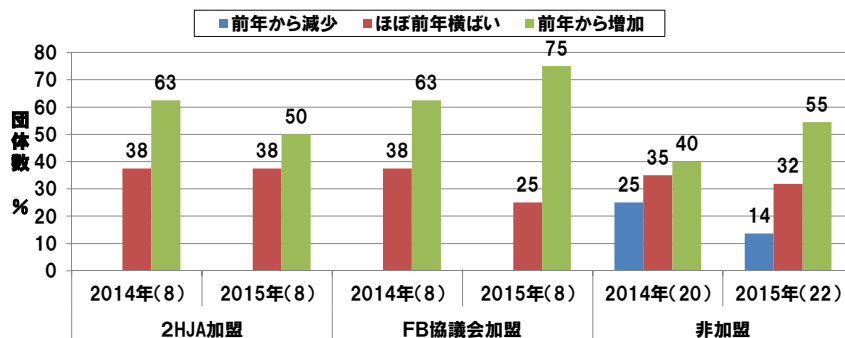
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

15

2. フードバンクの活動規模

(1) 食品の取扱量－全国組織への加盟状況と取扱量の変化

- 全国組織への加盟状況別に取扱量の変化を見ると、「セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンスの加盟団体及び準加盟団体」及び「全国フードバンク推進協議会加盟団体」では取扱量が「前年から減少」した団体はない。
- 「非加盟」団体も「前年から増加」している団体の割合が「ほぼ前年横ばい」及び「前年から減少」より高い。



* 各年ごとに前年比較のできるサンプルのみ集計。()内の数値はサンプル数である。

* 「前年から減少」：前年から10%以上減少した団体の構成比。

* 「ほぼ前年横ばい」：前年からの減少が10%未満～増加が10%以下の団体の構成比。

* 「前年から増加」：前年からの増加が10%を超える団体の構成比。

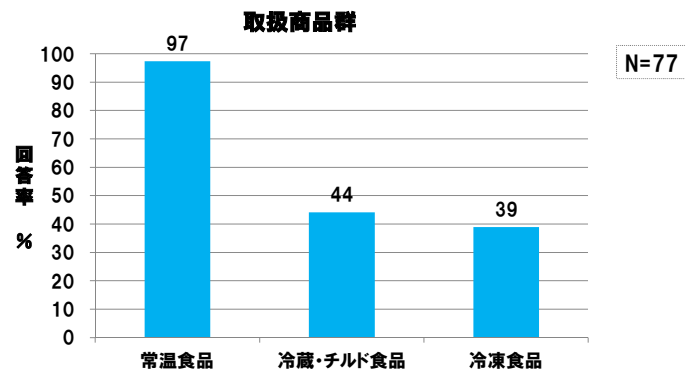
* 「2HJA加盟」：(公財)セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンスの加盟団体及び準加盟団体。「FB協議会加盟」：全国フードバンク推進協議会加盟団体、「非加盟」：左記のいずれにも加盟していない団体。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

16

2. フードバンクの活動規模 (2) 取扱商品－商品群別

- ・ 今回調査の回答団体は、ほぼ全ての団体が「常温食品」を取り扱っている。
- ・ 「冷蔵・チルド食品」及び「冷凍食品」を取り扱っているのは4割前後である。

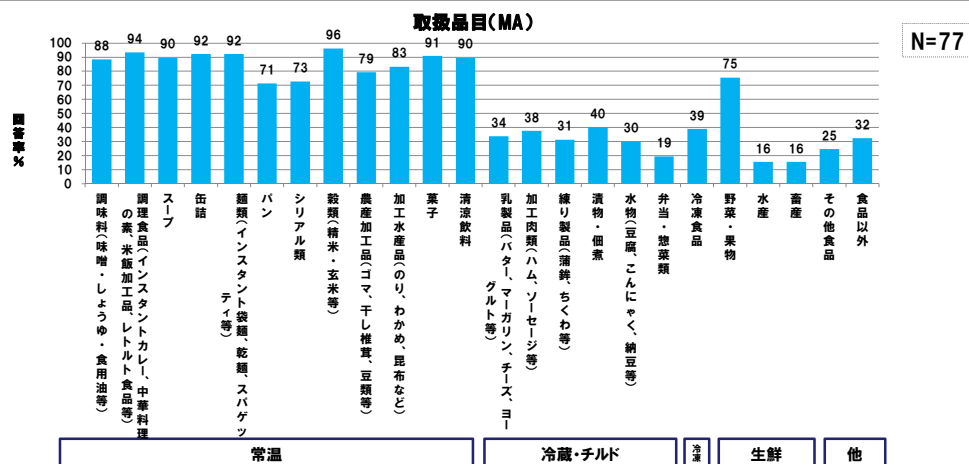


2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

17

2. フードバンクの活動規模 (2) 取扱商品－品目別

- ・ 常温食品については、調理食品、スープ、缶詰、麺類、穀類、菓子、清涼飲料は9割以上のフードバンクが取り扱っている。調味料、パン、シリアル、農産加工品、加工水産品は7割以上が取り扱っている。
- ・ 冷蔵・チルドの取扱率は、20%弱～40%前後である。弁当・惣菜類の取扱率は低い。
- ・ 冷凍食品は39%のフードバンクが取り扱っている。
- ・ 生鮮のうち、野菜果物は75%のフードバンクが取り扱うが、水産、畜産は2割弱である。



2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

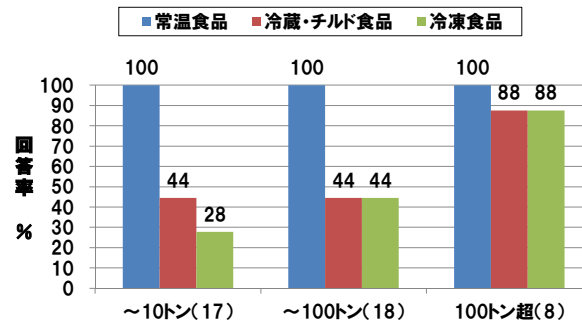
18

2. フードバンクの活動規模

(2) 取扱商品－食品の取扱量規模別

- 食品の取扱量が多いフードバンク団体ほど、「冷蔵・チルド食品」及び「冷凍食品」を取り扱う比率が高い。

食品の取扱量規模別の取扱商品群

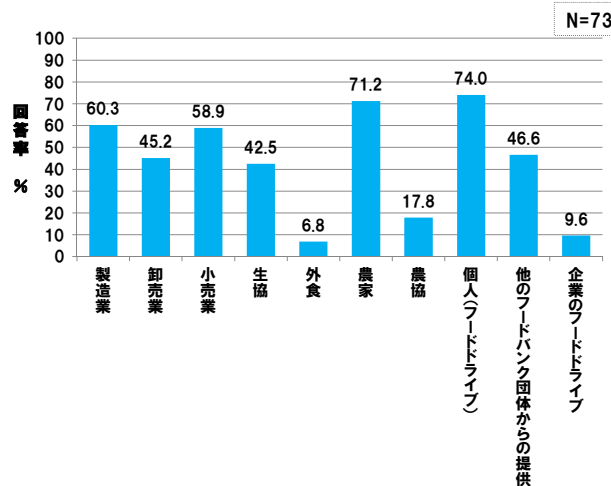


* () 内数値は標本数。集計対象は、2015年の食品取扱量を回答したサンプルである。

2. フードバンクの活動規模

(3) 食品提供者の種別(MA)

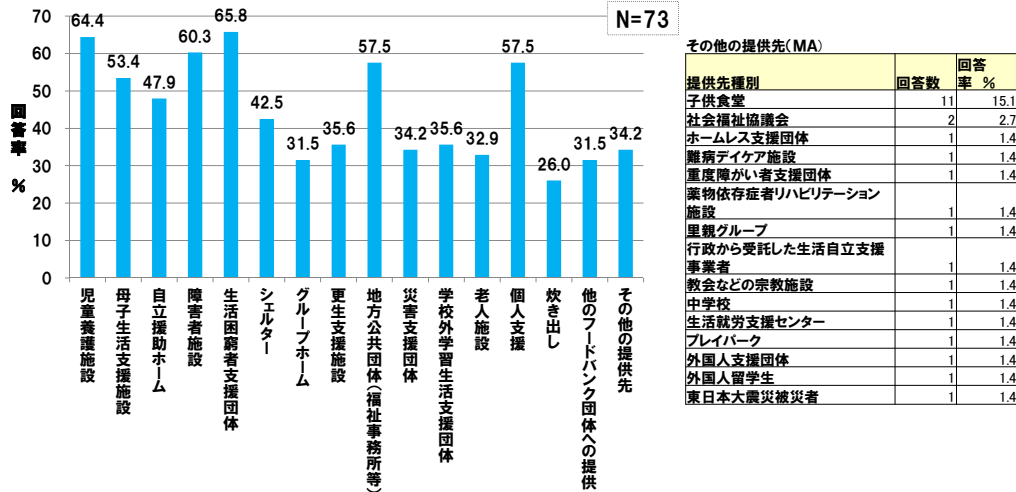
- 食品提供者については、今回調査の回答団体では「個人(フードドライブ)」「農家」「製造業」「小売業」の順に、提供を受けている割合が高い。
- 他のフードバンク団体からの提供を受けている団体は約47%である。



2. フードバンクの活動規模

(4) 食品提供先の種別 (MA)

- 食品提供先については、今回調査の回答団体では「生活困窮者支援団体」、「児童養護施設」、「障害者施設」、「地方公共団体(福祉事務所等)」、「個人支援」の順に多い。
- 他のフードバンク団体への提供を行っている団体は約32%である。



* 無回答4件を除く。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan

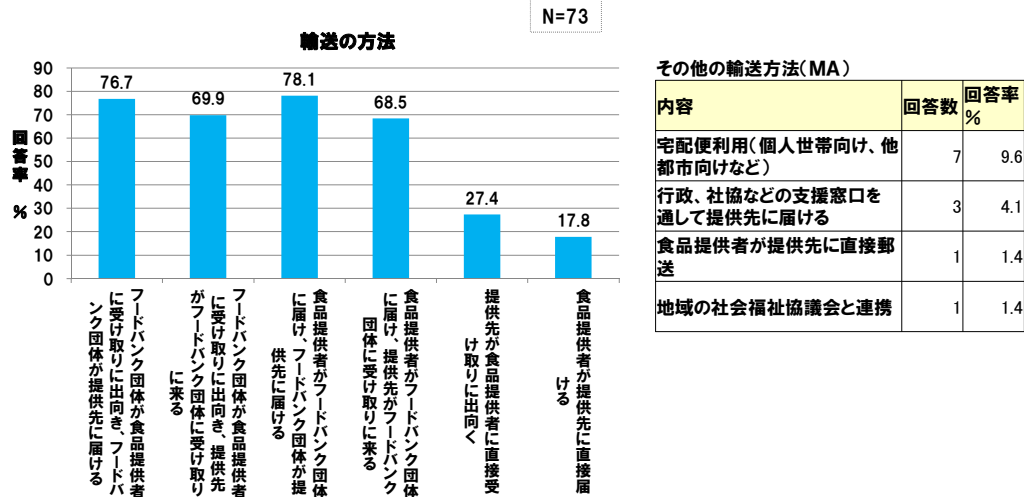
無断転載を禁ず

21

2. フードバンクの活動規模

(5) 輸送の方法 (MA)

- 輸送の方法については、今回調査の回答団体では「食品提供者がフードバンク団体に届け、フードバンク団体が提供先に届ける」が最も多く、次いで「フードバンク団体が食品提供者に受け取りに出向き、フードバンク団体が提供先に届ける」が多い。



* 無回答4件を除く。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

22

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

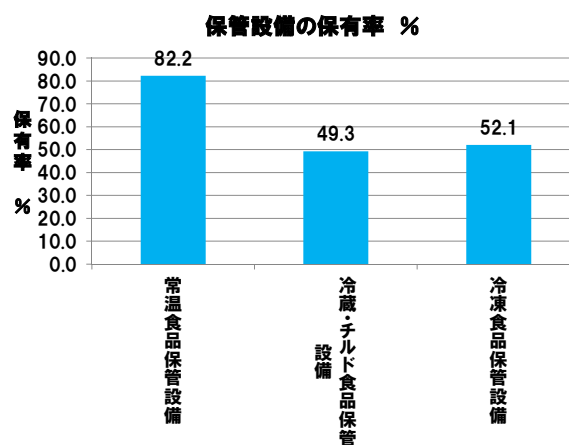
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

23

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

(1) 保管設備の保有率

- 今回調査の回答団体は、8割超の団体が「常温食品保管設備」を保有している。一方、「冷蔵・チルド食品保管設備」及び「冷凍食品保管設備」を保有している団体は約半数である。



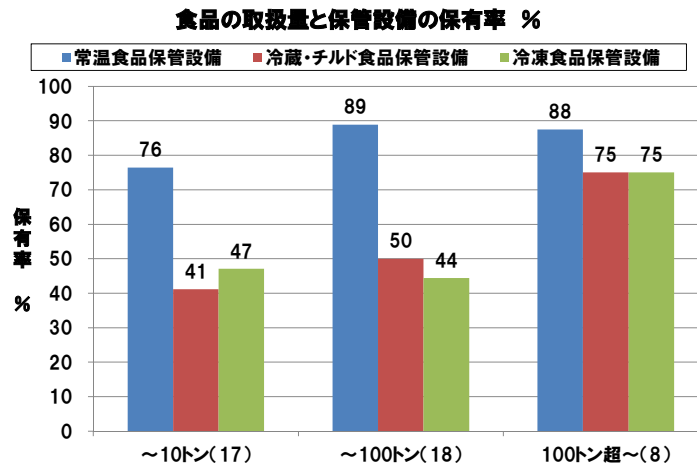
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

24

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

(1) 保管設備の保有率－食品の取扱量と保管設備の保有率

- 食品の取扱量の多い団体ほど、「冷蔵・チルド食品保管設備」及び「冷凍食品保管設備」の保有率が高い。



* 凡例内の()内数値は標本数。

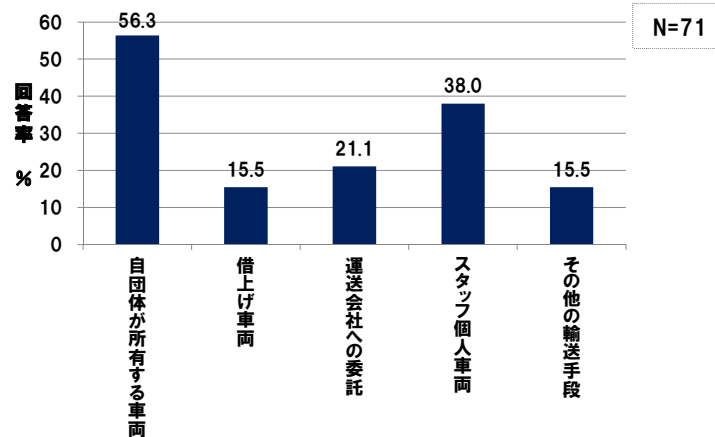
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

25

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

(2) 輸送手段(MA)

- 常温食品を取り扱うフードバンク団体の6割弱が、自団体が所有する車両で輸送を行っている。
- 3割強は、スタッフ個人車両等を使って、輸送を行っている。



* 無回答6件を除く。

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

26

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況
(3) 提供食品の受取基準(FA)

提供食品の受取基準に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- 賞味期限に関する基準については、「賞味期限が切れていないもの」、「1週間以上残っているもの」、「1カ月以上残っているもの」、「2カ月以上残っているもの」、「3カ月以上残っているもの」、「十分に余裕があるもの」等の設定例が見られる。「1カ月以上残っているもの」としている団体が多い。
- 商品状態については、「未開封・未使用であること」、「中身に問題がないこと」等の基準を設ける例が多く見られた。
- 10団体が常温食品のみを受け取るとの基準を設けている。
- 提供者が企業の場合と個人の場合とでは、異なる基準を定めているとの回答も見られた。
- アルコール類は受け取らないとする回答も見られた。

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況
(4) トレーサビリティ確保の方法(FA)

トレーサビリティ確保の方法に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- トレーサビリティ確保のために記録している内容として、「提供者名」、「商品名」、「賞味期限」、「製造元」、「連絡先」、「提供先」、「入出荷日」等があげられている。
- 商品の「入荷・検収」及び「出荷・納品」の際には、伝票・納品書等が一般的に用いられている。
- トレーサビリティ確保のための記録の方法としては、「エクセルファイルを使ったデータベース管理」を行っている団体が比較的多い。情報システムを活用したり、QRコードを活用している団体も見られた。紙台帳を使っているという団体もあった。
- 定期的に食品提供者側に状況を報告するとの回答も見られた。

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況 (5) 品質・衛生管理の方法(FA)

品質・衛生管理の方法に関する主な回答内容としては、「常温保管庫における遮光カーテンの使用や風通しの良いカゴの利用」、「床直置き禁止」、「入出荷時の賞味期限日の確認」、「先入れ先出しの徹底」等といった基本的な内容に加えて、以下のような回答が見られた。

- 独自の品質管理規定を定めて、管理を行っている。
- 冷蔵・冷凍食品について、独自の品質管理規定の設定、事前輸送計画の立案、輸送時間の短縮等といった、常温食品の場合にはない活動が行われている。
- 定期的な温湿度管理を行っている。自動温湿度計測、クラウドによる計測データの蓄積、異常時のアラートの自動化を行っている団体もある。
- 食品衛生管理者の設置や資格取得推進を行っている。
- 農林水産省やセカンドハーベスト・ジャパン・アライアンスが作成した食品衛生管理基準を遵守している。
- 定期的に第三者(セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンス等)による衛生管理に関する監査を受けている。

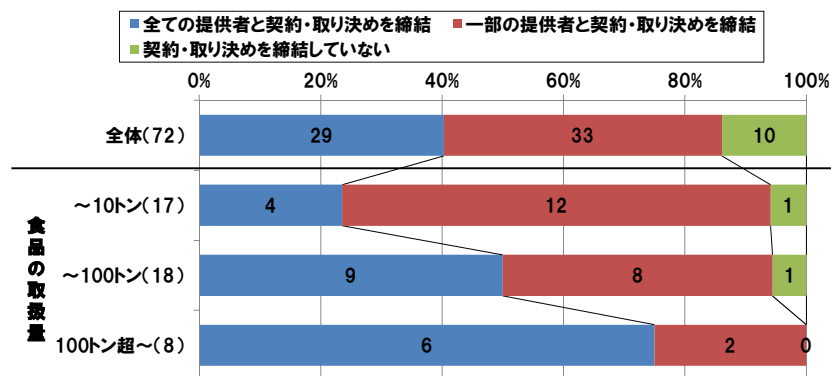
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

29

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況 (6) 食品提供者との契約

- ・ 全体では、回答団体の約4割が、全ての提供者と契約・取り決めに交わしている。回答団体の1割強は、契約・取り決めに交わしていない。
- ・ 食品の取扱量別にみると、取扱量が多い団体ほど、全ての提供者と契約・取り決めに交わしている割合が高い。

食品の取扱量と提供者との契約・取り決めの締結状況



* 構成比グラフ。グラフ内数値は団体数を表す。

* () 内数値は標本数。

* 食品の取扱量別のグラフについては、取扱量、及び契約・取り決めの締結状況について回答しなかったサンプルが含まれない。

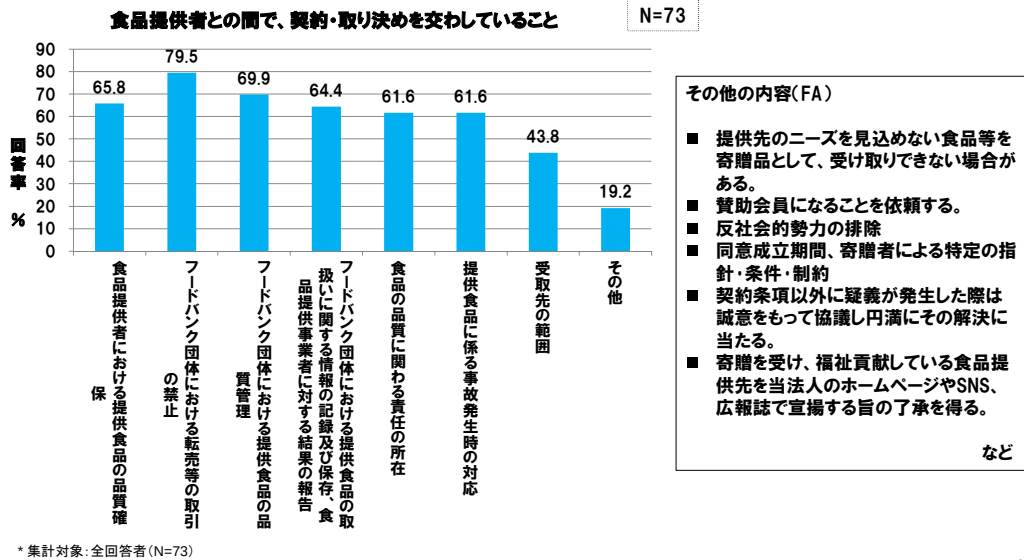
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

30

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

(6) 食品提供者との契約

食品提供者との間で契約・取り決めを交わしている内容としては「フードバンク団体における転売等の取引の禁止」、「フードバンク団体における提供食品の品質管理」、「食品提供者における提供食品の品質確保」及び「フードバンク団体における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、食品提供事業者に対する結果の報告」等が多い。



2017 © The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

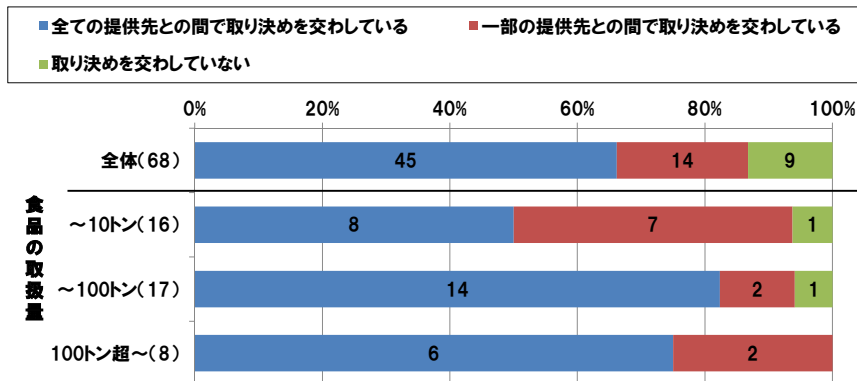
31

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況

(6) 食品提供先との取り決め(SA)

- ・ 全体では、回答団体の6割強が、全ての提供先と取り決めを交わしている。回答団体の1割強は、取り決めを交わしていない。
- ・ 食品の取扱量別にみると、取扱量が多い団体ほど、取り決めを交わす割合が高い。

食品の取扱量と提供先との取り決めの有無



* 構成比グラフ。グラフ内数値は団体数を表す。

* () 内数値は標本数。

・ 食品の取扱量別のグラフについては、取扱量、及び取り決めの有無について回答しなかったサンプルが含まれない。

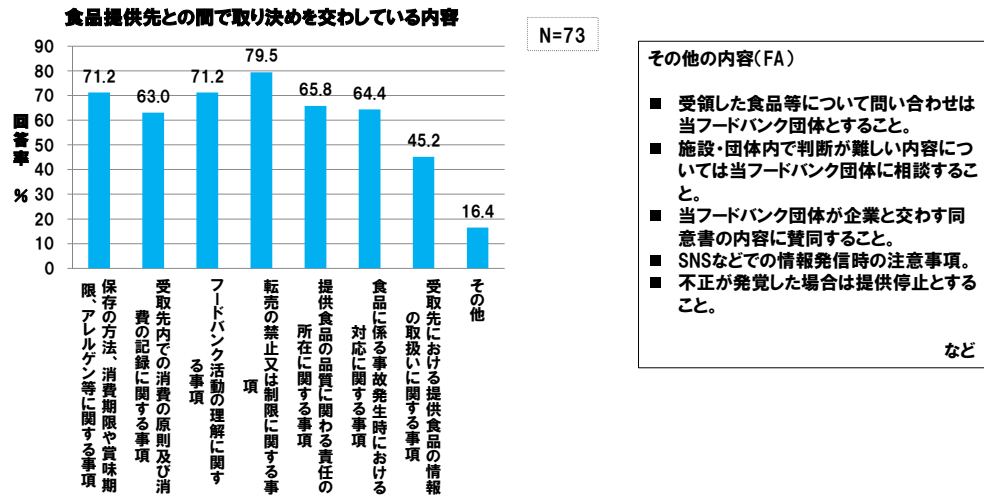
2017 © The Distribution Economics Institute of Japan

無断転載を禁ず

32

3. 保管場所・契約の整備、品質衛生管理等の状況 (7) 食品提供先との取り決め(MA)

- 食品提供先との間で取り決めを交わしている内容としては「転売の禁止又は制限に関する事項」、「保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー等に関する事項」、「フードバンク活動の理解に関する事項」が多い。



* 集計対象: 全回答者 (N=73)

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

33

4. 取扱量を拡大するための取組状況

2017 © The Distribution Economics Institute of Japan 無断転載を禁ず

34

4. 取扱量を拡大するための取組状況

(1) 食品提供者(支援者)への働きかけに関する取組(FA)

食品提供者(支援者)への働きかけに関する主な回答内容は、下記の通りである。

- 食品取扱事業者の直接訪問
- 自治体とともに企業を訪問し、フードバンク協力を要請
- 食品業界団体への働きかけ
- 定期レポートの送付や活動報告書の提出
- 企業へのアンケート送付による、フードバンクへの協力や理解状況の調査の実施
- 説明会の開催
- 提供施設・団体の声(礼状、写真、文章等)、及び食品提供企業やボランティアの声などの紹介
- 学校(大学、高校、中学など)への広報

「感謝状」
企業はCSR活動
報告の中で紹介
できる。

4. 取扱量を拡大するための取組状況

(2) フードバンク活動に対する社会的な理解の拡大に関する取組(FA)

フードバンク活動に対する社会的な理解の拡大に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- 市民団体、行政、学校、イベントなどでの講演
- 自治体や量販店等での寄付食品ボックスの設置
- 食品ロス削減とフードバンク活動の啓発に関する料理教室(フードバンクに届いた食品を活用)
- 小学生向けの食育プログラムの作成
- チャリティ活動
- HPやFacebook等のSNSでの情報発信
- 「ひとり一品運動」の市民等への展開
- フードバンクシンポジウム、フードセーフティーネット会議、フードセーフティーネットフォーラムの開催
- フードドライブの積極開催と、フードドライブ開催時の新聞等への記事掲載のお願い

4. 取扱量を拡大するための取組状況

(3) 人材の確保や育成に関する取組(FA)

人材の確保や育成に関する取組に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- イベント、ボランティアセンター、自治体のボランティア支援事業等でのボランティア募集
- ボランティア登録の際の、食品のデリバリーや食品管理に関する実習・勉強会等の実施
- 定期的なボランティアミーティングの開催により、意見交換やスキル習得を推進
- スタッフのセミナー参加、講習受講(食品衛生責任者等)の推奨
- セカンドハーベスト・ジャパンや他のフードバンク団体の研修会等への積極的な参加

4. 取扱量を拡大するための取組状況

(4) 他のフードバンクとの連携強化(FA)

他のフードバンクとの連携強化に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- セカンドハーベスト・ジャパン・アライアンスに加盟するメンバーと情報交換・勉強会・会議等の実施
- 全国フードバンク推進協議会に加盟するフードバンクとの情報交換の実施
- 近隣のフードバンクとの情報交換会の実施
- フェイスブックを通じた情報交換の実施
- フードバンク間の食品の食料融通
- 寄贈企業、当団体、受益団体を双方向で結ぶマッチングシステムの導入
- 災害時の連携

4. 取扱量を拡大するための取組状況 (5) 地方自治体との連携(FA)

地方自治体との連携に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- 地方自治体・社会福祉協議会から支援対象者の紹介
- 県内のいくつかの自治体とフードドライブを共催で開催
- 自治体の学習支援に対する食料の提供
- 自治体の助成制度の活用
- 夏休みと冬休みに実施している「フードバンクこども支援プロジェクト」で、対象となる就学援助受給家庭への申請書配布

5. 今後の課題

5. 今後の課題(FA)

今後の課題に関する主な回答内容は、下記の通りである。

- 質量両面での商品の確保
- フードバンク活動・団体についての認知の向上
- 団体の財務・収支の改善
- 専従職員の確保
- 提供先の拡大
- 他のフードバンク団体との連携の強化
- その他の運営能力の強化（活動時間の延長、拠点の拡充、スタッフのスキルアップ等）
- 期限切れ商品の処分